

○ 西いぶり広域連合公有財産規則

〔平成12年3月28日〕
規則第33号

(趣旨)

第1条 西いぶり広域連合公有財産の取得、管理及び処分については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(室蘭市規則の準用)

第2条 西いぶり広域連合の財産の取得、管理及び処分の取扱いについては、室蘭市公有財産規則(昭和62年室蘭市規則第13号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。